令和２年度社会福祉法人実地指導の結果

1. 実地指導の実施状況

　令和２年度の実地指導実施状況とそれに伴う主な指摘事項については次のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所轄法人数 | 実地指導実施法人数 | 文書指摘法人数 | 延べ文書指摘事項数 |
| １０法人 | ５法人 | ３法人 | １０件 |

1. 主な指摘事項数

　令和２年度の実地指導における文書指摘の主な具体的事例

|  |  |
| --- | --- |
| **①評議員、理事、監事の選任手続きにおいて、評議員、理事、監事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人が確認していないので、是正すること。**  **（法第４０条第１項、第２項、第４項、第５項、法４４条第１項、第２項、第６項、第７項）** | ２法人 |
| 社会福祉法人は、評議員、理事、監事の選任に当たり、候補者が欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊な関係にないか、暴力団等の反社会的勢力の者でないかについて、該当しないことを候補者本人から誓約書等を徴収する等の方法により確認する必要がある。 | |
| **②契約書が適正に作成されていない。**  **（留意事項１－(４)）** | ２法人 |
| 社会福祉法人は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書を作成するものとし、その契約書には契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項等を記載しなければならない。（契約書の作成を省略することができる場合を除く。） | |
| **④監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないので、是正すること。**  **（法第４３条第３項）** | １法人 |
| 社会福祉法人の理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事の過半数の同意を得る必要がある。 | |
| **⑤評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていない。**  **（法第４５条の９第１０項）** | １法人 |
| 社会福祉法人の評議員会の招集については、理事会の決議により、評議員会の日時及び場所、評議員会の目的である事項がある場合は当該事項、評議員会の目的である事項に係る議案の概要について、招集通知に記載し、理事が評議員会の１週間前までに評議員に書面又は電磁的方法により通知しなければならない。 | |
| **⑥評議員会の決議があったとみなされる場合に、評議員全員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録がない。**  **（法第４５条の９第１０項）** | １法人 |
| 社会福祉法人の理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる。 | |

**法：**昭和２６年３月２９日法律第４５号「社会福祉法」

**留意事項：**平成２８年３月３１日雇児総発０３３１第７号・社援基発０３３１第２号・障障発０３３１第２号・老総発０３３１第４号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運営上の留意事項について」